



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略



臨時福祉給付金 専用コールセンター

☎01200-74-9292

(平日午前9時～午後5時)

■平成26年4月の消費税引き上げの影響を緩和するため、所得の少ないかたに、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

この給付金は、平成29年4月から31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

対象と思われるかたへ、申請書を2月20日(月)にお送りします。支給対象と思われるかたで、申請書が届かないかたは、右記の専用コールセンターにお問い合わせいただくか、福祉総務課(市役所2階)で申請書をお受け取りください。

福祉総務課 ☎(888)5660

対象▶平成28年1月1日現在、秋田市にお住まいで、平成28年度の住民税が非課税のかた

*課税されているかたの扶養に入っているかたや、生活保護のかたは対象外です。

支給額▶1人につき1万5千円

申請受付▶2月21日(火)から5月22日(月)まで、返信用封筒で郵送するか、福祉総務課へ直接提出してください。期限を過ぎると給付金の受け取りができなくなりますので、早めに申請してください

▶給付金の支給決定前に支給対象のかたが亡くなった場合は、対象外となります

▶DV(家庭内暴力)被害者で住民票を移すことができない場合は、現在お住まいの市町村で申請を行うことができる場合もありますので、ご相談ください

振り込み詐欺にご注意!



市や厚生労働省などが、銀行やコンビニなどのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のために手数料の振り込みを求められることなどは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、迷わず秋田市の相談窓口や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。

高齢者虐待?

と思ったらご相談を

高齢者虐待は、家族などによる

暴言・暴力、世話をしない、金銭の搾取などがあります。虐待の背景は、介護による心身の疲れ、高齢者への配慮、我慢の積み重ねなどさまざまです。

相談は、高齢者や家族などの尊厳が保たれた生活につながります。「しんどい」「大変そうだ」「虐待かな」と高齢者本人やご家族、周囲のかたが思う時は、お住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください(相談無料)。

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5668

秋田市日本語教室の講師を募集します

外国人などに日本語を教える、日本語教室の講師を募集します。教室は、4月から来月3月までの毎週木曜日(計36回の予定)の午後6時30分～8時、ジョイナス(千秋)で開講します。

クラスを分担して、月2回程度指導していただきます。謝礼あり(1回2千700円)。

応募資格▶70歳未満で次のいずれかを満たし、教室の運営活動に協力できるかた

- ①大学または大学院で日本語教育を専攻したかた(専攻中も可)
- ②日本語教育能力検定試験合格者、または日本語教師養成講座

- 420時間以上を修了したかた
- ③150時間以上の日本語指導経験か、それに相当する教授歴があるかた
- ④日本語講師の研修を修了し、かつ日本語指導経験があるかた
- ⑤日本語を母語としない場合は、日本語国際教育支援協会が主催する日本語能力試験で1級、または「N1」を有するかた

申し込み▶履歴書と応募資格が確認できる書類(写し)を2月28日(火)(必着)まで左記へ、郵送または直接お持ちください。

〒010-8560 秋田市役所企画調整課国際交流担当
(市役所4階) ☎(888)5464

日曜日に乳がん検診



平日に都合のつかないかた向けの乳がん検診(マンモグラフィ検査)を実施します。今年度最後の検診です。ぜひ受診してください。

対象▶平成29年3月31日時点で40歳以上の偶数歳の女性(定員あり)

日時▶3月12日(日)午前9時30分～10時30分、午後1時30分～2時30分

会場▶中央健診センター(川尻町) 料金▶40歳～58歳が1千円、60歳以上が1千200円

申し込み▶保健予防課 ☎(883)1176・1177

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



4/9(日)は秋田県知事選 と秋田市長選の投票日

身体などに重度の障がいがあるかたは、あらかじめ届け出ることにより、郵便などによる不在者投票をすることができます。

問い合わせ▶市選挙管理委員会事務局☎(888)5786

郵便などによる不在者投票

下記①～③に該当するかたは、投票用紙に記載して郵送することができます。市選管が交付する「郵便等投票証明書」が必要ですので、早めにご連絡ください。すでにお持ちのかたには、選挙の都度、投票用紙の請求書をお送りします。

① 身体障害者手帳をお持ちのかた(「○」が該当)

障がいの部位	障がいの等級		
	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	—
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
肝臓・免疫の障がい	○	○	○

*上記の一定の障がいに該当しないかたでも、福祉事務所長の証明書により該当する場合があります。

② 戦傷病者手帳をお持ちのかた(「○」が該当)

障がいの部位	障がいの等級			
	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症
両下肢・体幹の障がい	○	○	○	—
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

③ 介護保険被保険者証をお持ちで要介護5のかた

代理記載制度を利用できる場合があります

上記の郵便などによる不在者投票ができるかたで、上肢もしくは視覚に障がいがあるかた(身体障害者手帳の障がいの程度が1級、戦傷病手帳の障がいの程度が特別項症から第二項症)は、事前に市選管に届け出ること、代理人が投票用紙に記載することができます。

市長選挙立候補予定者説明会…秋田市長選挙の立候補予定者を対象に、3月7日(火)午後3時～5時、市役所6階6-A会議室で、立候補の届け出に必要な手続きや選挙運動費用、公費負担制度などについて説明します。

食物アレルギーを防ぐため、食品表示の確認を

食物アレルギーのおもな症状は、じんましん、湿疹、下痢、おう吐、腹痛、せき、呼吸困難などがあります。場合によっては、原因食品を食べて数分から30分以内に、アナフィラキシーショック(全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識

消失など)が起こり、重篤な症状になることもあります。食物アレルギーを引き起こす物質を「アレルゲン」と言います。食物アレルギーを防ぐには、原因となるアレルゲンを口に入れないことが基本です。また、加工食品では、卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生が微量でも含まれるときは、必ず表示されているので確認しましょう(記載例は下表のとおり)。

なお、原材料などには、商品への表示義務がないアレルゲンもあります。さらに、食品を製造する際に原材料として使用されていなくても、同じ工場内で製造したことで、アレルゲンが混入することもあります。不安に感じたときは、商品に記載された製造所、または、お客様相談室などに問い合わせましょう。

●問い合わせ
衛生検査課☎(883)1181

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ(小麦・乳成分を含む)、きゅうり、人参、玉ねぎ、マヨネーズ(卵を含む)、ハム、香辛料、食塩、砂糖、食酢
添加物	調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(V.C)、コチニール色素、カゼインNa(乳由来)、増粘多糖類、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸Na

*原材料名・添加物欄の最後に「一部に○○を含む」のように、アレルゲンをまとめて表示する場合があります。